

総財準第 74 号

令和 4 年 4 月 1 日

(改正 令和 5 年 4 月 3 日総財準第 80 号)

(改正 令和 6 年 4 月 1 日総財準第 193 号)

(改正 令和 7 年 4 月 1 日総財準第 65 号)

各都道府県総務部長

(各都道府県財政担当課、市町村担当課、
都道府県立病院担当課、医療政策担当課扱い)

各指定都市財政担当局長

(各指定都市財政担当課、市立病院担当課、
医療政策担当課扱い)

関係一部事務組合管理者

(都道府県・指定都市が加入するもの)

関係広域連合の長

(都道府県・指定都市が加入するもの)

殿

総務省自治財政局準公営企業室長

(公 印 省 略)

公立病院経営強化の推進に係る財政措置等の取扱いについて（通知）

公立病院経営強化の推進については、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和 4 年 3 月 29 日付け総財準第 72 号総務省自治財政局長通知。以下「経営強化ガイドライン」という。）を踏まえ、「公立病院経営強化プラン」（以下「経営強化プラン」という。）を策定し、積極的に取り組むよう要請しているところですが、このうち財政措置に関する部分等について、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村に対しても、この旨を周知して

いただくとともに、地域医療構想や医師確保計画等との整合性の確認を含め、適切な御助言をお願いします。

記

第1 経営強化プランの策定等に係る財政措置等

1 財政措置

令和4年度及び令和5年度における経営強化プランの策定並びにその後の実施状況の点検・評価等に要する経費について、地方交付税措置を講じる。

2 手続

経営強化プランを策定した地方公共団体は、速やかに公表するとともに、別途定めるところにより、当該プランを総務省に提出するものとする。

3 都道府県の役割

(1) 経営強化プラン策定に当たっての助言

都道府県は、経営強化ガイドライン第3の1を踏まえ、市町村等が経営強化プランを策定するに当たり、策定段階から地域医療構想調整会議の意見を聴く機会を設けることなどを通じて地域医療構想や医師確保計画等との整合性を確認するとともに、市町村担当部局、医療政策担当部局、病院事業担当部局が連携・協力して、経営強化プランの内容について積極的に助言や調整を行うことが期待される。

特に、機能分化・連携強化や医師確保の取組については、経営強化ガイドライン第3の3で紹介した事例なども参考にしつつ、都道府県立病院等が不採算地区病院をはじめとする中小規模の公立病院・診療所との連携・支援を強化することが重要である。

(2) 地域医療構想等との整合性の確認

都道府県は、市町村等が策定した経営強化プランについて、地域医療構想や医師確保計画等との整合性を十分に検討・確認し、当該プランの総務省への提出に当たり、その確認結果を意見として付すものとする。

都道府県が策定した経営強化プランについても、同様とする。

第2 機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る財政措置等

公立病院（地方公営企業法の適用を受ける病院又は公営企業型地方独立行政法人が経営する病院をいう。以下同じ。）の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る財政措置等については、次により行うこととする。

本通知における「機能分化・連携強化」とは、地域の中で各公立病院が担うべき役割や機能を改めて見直し、明確化・最適化した上で、病院間の連携を強化する取組であって、経営強化ガイドラインを踏まえて策定された経営強化プランに位置付けられているものをいう。

具体的には、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することなどが考えられる。また、連携強化の具体的な取組としては、基幹病院に確保された医師・看護師等の基幹病院以外の病院等への派遣を強化することが重要である。

1 財政措置

都道府県が地域医療構想や医師確保計画等との整合性を確認した経営強化プランに基づき、原則として令和9年度までに行われる公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る事業について、次の財政措置を講じる。

(1) 機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備に係る措置

機能分化・連携強化に伴う公立病院の施設・設備の整備費について、次の①から③までに定めるところにより病院事業債（特別分）を措置し、その元利償還金の3分の2を一般会計からの繰入れ対象とするとともに、当該病院事業債（特別分）の元利償還金の40%について普通交付税措置を講じる。

① 病院事業債（特別分）の対象となる機能分化・連携強化とは、複数病院の統合又は相互の医療機能の見直しを行うものとする。

ただし、複数病院の相互の医療機能の見直しを行う場合は、関係病院等間において、地域医療構想に沿って、以下に掲げる全ての取組が行われること。

ア 基幹病院への急性期機能の集約

イ 基幹病院以外の病院等の急性期から回復期等への機能転換等

ウ 基幹病院から基幹病院以外の病院等への医師派遣の増加、遠隔診療等の支援

エ 基幹病院以外の病院等による基幹病院の術後患者等の受入体制の構

築

オ 医療情報の共有等による医療提供の連携体制の構築

- ② 病院事業債（特別分）は、上記①の機能分化・連携強化に伴って必要となる以下の施設・設備の整備（住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化又は地域社会の諸課題の解決に寄与する情報システムの導入若しくは改修又は情報通信機器の購入を含む。）を対象とする。

ア 関係病院等間のネットワーク形成のために必要となる患者搬送車、遠隔医療機器等の整備に要する経費

イ 経営主体の統合（同一の指定管理者を指定することにより経営統合を行う場合を含む。）に伴う情報システムの統合、関係病院等間における医療情報の共有又は医師等の働き方改革に必要となる情報システム等の整備に要する経費

ウ 機能分化・連携強化に伴う機能分担により基幹病院において新たに整備される高度医療又は救急医療の用に供する医療施設及び医師の研修又は派遣の拠点機能を有する施設並びにこれらの施設に設置される医療機器等の整備に要する経費

エ 機能分化・連携強化に伴う機能分担により基幹病院以外の医療施設において必要となる既存施設の改修及びこれに伴い設置される医療機器等の整備に要する経費

オ 複数病院の統合に伴い必要となる病院の整備に要する経費

カ 複数病院の相互の医療機能の見直しに伴い必要となる基幹病院の整備に要する経費（基幹病院が医師派遣の相当程度の増加及び遠隔診療等の支援を強化し、救急医療等の地域において必要とされる不採算地区病院の機能を維持する場合に限る。）

キ 複数病院の相互の医療機能の見直しに伴い必要となる基幹病院以外の医療施設の整備に要する経費（医療機能の見直しに伴い必要とされる病床機能への転換に係る部分のみを対象とし、基幹病院が医師派遣の相当程度の増加及び遠隔診療等の支援を強化し、救急医療等の地域において必要とされる基幹病院以外の医療施設の機能を維持する場合に限る。）

- ③ 上記②カの規定における「不採算地区病院の機能を維持する場合」及びキの規定における「基幹病院以外の医療施設の機能を維持する場合」とは、基幹病院から不採算地区病院又は基幹病院以外の医療施設への医師派遣の相当

程度の増加及び遠隔診療等の支援の強化により、以下のいずれかが可能となる場合又はこれらに類する場合であって、関係地方公共団体がその旨を明記した協定書等（経営主体を統合する場合は統合に係る協定書等、経営主体の統合を伴わない場合は地方自治法第 252 条の 2 に基づく連携協約等）を締結し、議会の議決又は議会への報告を経て、住民に公表する場合とする。

ア 不足する診療科目又は救急医療等の病院機能の新設・再開

イ 休止に直面している診療科目又は救急医療等の病院機能の維持

ウ 機能見直しに伴い対応が困難となる診療科目又は救急医療等の病院機能の維持

(2) 新たな経営主体の設立等に際しての出資に係る措置

機能分化・連携強化に伴う新たな一部事務組合、広域連合又は地方独立行政法人（以下「一部事務組合等」という。）の設立又は既存の一部事務組合等への参画に際し、病院の経営基盤を強化し、健全な経営を確保するために行う一部事務組合等への出資（当該一部事務組合等が構成団体の病院事業会計から継承する不良債務の額を限度とする。）について、病院事業債（一般会計出資債）を措置する。

(3) 施設の除却等に係る措置

機能分化・連携強化に伴う公立病院の医療提供体制の見直しにより不要となる病棟等施設の除却等に要する経費の財源に充てるため、一般会計からの繰出金の額の一部に 0.5 を乗じた額について、特別交付税措置を講じる。

措置の対象となる繰出金の額は、建物の除却又は売却等に伴い現に支出する額及び解体撤去費に相当する額とする。

ただし、建物の除却又は売却等に伴い現に支出する額からは土地・建物売却代金又は不動産評価額のうちいずれか大きい額及び病床削減に伴う普通交付税措置（予定）額を控除する。

2 手続

上記 1 に定める財政措置の適用を受けようとする地方公共団体は、別途定めるところにより「機能分化・連携強化計画」を策定し、上記 1 (1) 及び(2)については、起債協議等の前年度までに、上記 1 (3)については、特別交付税の基礎数値の報告と併せて、総務省に提出するものとする。なお、「機能分化・連携強化計画」の対象期間は、原則として令和 9 年度までとする。

3 都道府県の役割

(1) 「機能分化・連携強化計画」策定に当たっての助言

都道府県は、市町村等が「機能分化・連携強化計画」を策定するに当たり、上記第1の3(1)と同様に対応することが期待される。

(2) 地域医療構想等との整合性の確認

都道府県は、「機能分化・連携強化計画」と地域医療構想等との整合性の確認について、上記第1の3(2)と同様に対応するものとする。

4 総務省の対応

総務省は、地域医療構想との整合性に係る都道府県の意見に基づき適当と認められるものについて地方交付税措置を講じるとともに、その旨を通知する。

第3 医師派遣等に係る財政措置等

医師等の確保が困難である地域等の医療提供体制を確保するため、都道府県が地域医療構想や医師確保計画等との整合性を確認した経営強化プランに記載された医師・看護師等の派遣や派遣受入れのうち、令和9年度までに行われる公立病院の医師派遣等に要する経費について、次の財政措置を講じる。

1 医師等を派遣する医療機関に係る特別交付税措置

(1) 対象医療機関

措置の対象となる医療機関は、公立病院、一般行政病院又は公立診療所（以下第3において「公立病院等」という。）からの要請を受けて、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師その他の医療従事者（以下「医師等」という。）を、非常勤として派遣する医療機関のうち、以下の①及び②以外の医療機関（以下「派遣元医療機関」という。）とする。

① 大学附属医療機関

② 国及び国関係機関（厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者安全機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構等）が開設する医療機関

(2) 対象経費

対象経費は、以下の①及び②とする。

① 医師等を非常勤として派遣している期間に、派遣元医療機関が支出する当

該医師等の職員給与費相当額。ただし、派遣に伴い当該医師等に支給する手当は除く。

- ② 派遣元医療機関において、医師以外の看護師等の医療従事者（以下「看護師等」という。）が派遣により不足する期間に、当該医療機関の医療提供体制を維持するために新たに雇用する非常勤の看護師等の人件費。

(3) 措置内容

対象経費の財源に充てるため、一般会計が繰出し若しくは助成を行った額に0.8 を乗じた額又は医師等の派遣日数に単価を乗じて得た額のいずれか少ない額について特別交付税措置を講じる。

ただし、以下の場合の対象外とする。

- ① 医師等の派遣を受ける医療機関が、公立病院等ではない場合
- ② 派遣元医療機関と医師等の派遣を受ける公立病院等が相互に医師等を派遣する場合
- ③ 地方公共団体が、自らが開設する公立病院等へ医師等の派遣を条件として、派遣元医療機関に対して補助等を行う場合
- ④ 同一地方公共団体が開設する医療機関に医師等を派遣する場合
- ⑤ 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知）に規定する地域医療研修（以下「地域医療研修」という。）として医師を派遣する場合
- ⑥ 同一指定管理者が運営する医療機関に医師等を派遣する場合

2 医師等の派遣を受け入れる医療機関に係る特別交付税措置

(1) 対象医療機関

措置の対象となる医療機関は、他の医療機関が派遣する医師等を、非常勤として派遣を受け入れる公立病院等（以下「派遣先公立病院等」という。）とする。

(2) 対象経費

対象経費は、以下の①及び②とする。

- ① 派遣先公立病院等が負担する派遣される医師等に係る旅費（交通費、宿泊費等）
- ② 派遣先公立病院等が派遣元である医療機関へ支払う医師等の派遣を受けることにより生じる負担金（派遣された医師等に係る報酬、賃金、手当等の

労働の対価として支払われた経費及び地域医療研修に係るものを除く。)

(3) 措置内容

対象経費の財源に充てるため、一般会計が繰出し又は負担した額等に 0.6 を乗じた額について特別交付税措置を講じる。

ただし、以下の場合の対象外とする。

- ① 派遣元である医療機関と派遣先公立病院等が相互に医師等を派遣する場合
- ② 同一地方公共団体が設置する医療機関から医師等の派遣を受ける場合
- ③ 同一指定管理者が運営する医療機関から医師等の派遣を受ける場合

3 その他の取扱い

- (1) 他の特別交付税の項目（へき地医療等）において対象としている経費及び地域医療介護総合確保基金による補助金等の財源を充当した額は対象経費から控除するものとする。
- (2) 上記 1 の財政措置の適用を受けようとする地方公共団体は、国における医師偏在対策や都道府県が策定する医師確保計画、地域医療対策協議会の協議を踏まえ、本措置の適用を受けようとする医師派遣全体の計画を策定し、特別交付税の基礎数値の報告と併せて、総務省に提出するものとする。
- (3) 経営強化ガイドライン第 2 の 3 (2)②に記載したとおり、医師等が研修への参加等により不足となる期間に、他の医療機関から医師等の派遣を受ける経費及び地域医療研修の受入に係る旅費（交通費、宿泊費等）については、上記 2 の財政措置の対象とする。

4 その他

「医師派遣等に対する財政措置について」（平成 31 年 1 月 25 日付け総財準第 7 号総務省自治財政局長及び医政発 0125 第 1 号厚生労働省医政局長通知）の別紙 2 (1)①中「地域の公立病院」を「地域の公立病院又は公立診療所」に、「他の地方公共団体の公立病院」を「他の地方公共団体の公立病院又は公立診療所」に、「60%」を「80%」に改める。

第4 その他の財政措置の見直し等

1 施設整備費に係る病院事業債の元利償還金に対する地方交付税措置

(1) 措置対象となる建物の建築単価

施設整備費に係る病院事業債（病院事業債（特別分）を含む。）については、(2)に定める建物の建築単価が1㎡当たり59万円以下の部分に相当する額に係る元利償還金について地方交付税措置を講じることとし、令和6年度以降に同意又は許可を得たものから適用する。

(2) 建物の建築単価の算出方法

建物の建築単価は、建物の建築工事費（附帯施設、外構等に係るものを含む。）に、設計監督費及び事務費の合算額（建築延べ面積に59万円を乗じて得た額の5.5%を上回る部分に限る。）を加算したものを建築延べ面積で除して得た額とする。

ただし、「公営企業債（防災対策事業）の取扱いについて」（令和7年4月1日付け総財公第36号、総財営第42号、総財準第60号総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長連名通知）に該当する事業の建築工事費は、建物の建築工事費から控除するものとする。

2 公立病院の新設・建替等に係る手続等

(1) 手続

公立病院の新設、建替及び増改築事業（以下「新設・建替等」という。）を行う地方公共団体は、当該事業の基本設計に着手する前年度に、別途定めるところにより、その見込みを作成し、総務省に提出するものとする。

また、実施設計についても同様に、別途定めるところにより総務省に提出するものとする。

なお、上記第2に定める財政措置の適用を受けようとする場合は、これらの手続に加えて、上記第2の2に定める「機能分化・連携強化計画」を提出するものとする。

(2) 都道府県の役割

都道府県は、経営強化ガイドライン第3の2を踏まえ、当該公立病院の新設・建替等について、持続可能な地域医療提供体制の確保の観点から、当該公立病院の役割・機能、必要な機能分化・連携強化の取組、適切な規模、医師・看護師等の確保方策、収支見通し等について、地域医療構想等との整合性を含めて十分に

検討・確認し、積極的に助言するとともに、上記(1)の総務省への提出に当たり、その確認結果を意見として付すものとする。

その際、病床利用率が低水準な病院や、今後の人口減少が特に厳しいと見込まれる過疎地域等の病院にあっては、収支見通し等について慎重な検討が必要であることから、特に積極的に助言することが期待される。

(3) 総務省の対応

総務省は、地域医療構想との整合性に係る都道府県の意見に基づき適当と認められるものに係る病院事業債の元利償還金について地方交付税措置を講じるとともに、その旨を通知する。

3 他用途への転用に伴う経費に係る措置

施設の他用途への転用に際しては、既往地方債の繰上償還措置が必要な場合に借換債を措置するとともに、経過年数が10年以上の施設等の財産処分である場合には従来の元利償還金に対する普通交付税措置を継続する。

4 退職手当の支給に要する経費に係る措置

指定管理者制度の導入等に際し必要となる退職手当の支給に要する経費について、退職手当債による措置の対象とする。

5 病床数に応じた普通交付税算定の特例

最大使用病床の減少に伴う算定額の減少について、変動を緩和する算定を行うとともに、機能分化・連携強化等に伴う許可病床の削減が行われた場合、病床削減により必要となる経費を加算する措置を講じる。

6 不採算医療・特殊医療等に対する特別交付税措置等

不採算地区の病院（不採算地区の中核的な病院を含む。）に対する措置を含め、不採算医療・特殊医療等については、引き続き特別交付税措置等を講じる。

また、最大使用病床の減少に伴う基準額の減少について、変動を緩和する措置を講じる。

7 運営費負担金等及び指定管理料等の取扱い

本通知において、公営企業型地方独立行政法人が経営する病院における運営費負

担金等及び指定管理者制度を導入する病院における指定管理料等のうち、一般会計から病院事業会計への地方公営企業繰出金に相当する額については、当該繰出金に準じて地方交付税措置の対象とする。

8 公的病院等への助成に対する特別交付税措置

公的病院等の運営費に対する地方公共団体の助成については、上記6の公立病院の不採算医療・特殊医療等に対する措置に準じて、引き続き特別交付税措置を講じる。

第5 その他

- 1 本通知は、令和4年度から適用し、「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」（平成27年4月10日付け総財準第61号総務省自治財政局準公営企業室長通知。以下「前財政通知」という。）は廃止する。
- 2 前財政通知により策定された再編・ネットワーク化計画に基づき実施する事業に関する財政措置については、なお従前の例によるが、病院事業債（特別分）を活用する事業の継続分については、令和4年度以降に実施される事業分から、本通知に定める要件に該当する場合には、本通知に基づく病院事業債（特別分）の措置に移行することも可能とする。
- 3 令和4年度及び令和5年度においては、令和5年度までに経営強化プランを策定するための作業に着手していることをもって、本通知に定める経営強化プランの策定要件を満たすものとする。
- 4 「不採算地区に所在する中核的な公立病院に対する地方財政措置の創設等について」（令和2年4月1日付け総財準第44号総務省自治財政局準公営企業室長通知）1(2)②ウにおいて策定が要件とされているプランは経営強化プランとし、令和4年度及び令和5年度においては、令和5年度までに経営強化プランを策定するための作業に着手していることをもって、策定要件を満たすものとする。
- 5 第2の1の(1)に定める病院事業債（特別分）については、令和9年度までに実施設計に着手した事業を引き続き対象とするものとする。